[事案 25-21] 年金一括受取金支払請求

· 平成 25 年 10 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

見積書に記載された手書きの金額どおりの支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年4月に契約した個人年金保険について、平成25年2月になって、年金開始(60歳)時の一括受取金額が913万円と案内された。しかしながら、契約時、配当金を含まない一括で受け取れる確定金額の提示を求めたところ、募集人は見積書の余白に「60才で一括で受け取る場合 1,105万2,600円」と手書きで記載したので、その金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 見積書余白に記載されている 60 歳時の一括受取予想額は、平成 4 年度決算配当率が保険料払込期間満了まで続くものと仮定した社員配当金額に、年金一括受取金を加えた金額である。
- (2) 募集人に同様の苦情は寄せられておらず、また見積書に記載された手書きの金額は当時の予想配当率をもとに正しく計算されたものであり、募集人の計算ミスではない。
- (3) 同記載は、「60 才で一括で受け取る場合」と記載されているだけで、1,105 万 2,600 円が、 配当金を含まない確実に受け取ることのできる一括支払金額であることを示す記載はない。 また、見積書には、配当による年金額は変動するため、支払額を保証するものではない旨 が明記されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の 内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが 相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にも とづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和 解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、保険会社との間で、60歳時に1,105万2,600円を支払う旨の合意(契約)が成立しているものと判断する。

- 2. しかしながら、以下の理由により、申立人の主張は認められない。
 - (1)生命保険の引受けの判断には、その性質上、生命保険会社本社またはそれに準ずる部署が専門的能力にもとづいて中央集権的に判断することが不可欠であるため、伝統的に募集人は契約の媒介のみを行う権限しか与えられておらず、契約締結代理権は付与されていない。したがって、募集人が上記の記載をしたとしても、これによって、申立人と保険会社との間で、その記載の内容のとおりの生命保険契約が成立することはない。
 - (2)本件では、募集人からの事情聴取を実施することができず、上記の記載が行われた経緯について募集人の主張を聴くことができない。他方、本契約の配当金を除いた基準年金年額は110万6,100円であり、年金支給期間は60歳から10年間なので、10年間で支払われる年金額(配当金を除く)の総額は1,106万1,000円となる。仮に、募集人が、60

歳で受け取れる、配当金を除く一括受取金が1,105万2,600円であるという趣旨で上記記載をしたとすると、60歳での一括受取金額と、10年間にわたって支払われる年金の総額の差がわずか8,400円ということになり、常識的にあり得ないことである。したがって、募集人の上記記載は、当時の予想配当率で計算した配当金(この額が変動することは設計書にも明記されている)を含めた予想額を記載したものと認めざるを得ない。

3. 一方、募集人に契約締結代理権がないとはいえ、設計書に手書きで、趣旨が不明瞭な金額を記載したことは、申立人に誤解を与える行為であったことは否定できない。